

障害者支援施設白鷹陽光学園事業計画

1. 基本方針

ご利用者一人ひとりが心豊かで快適な生活が送れるよう、それぞれの意思及び人格を尊重し
ご本人の意向に最大限配慮した個別支援計画を立案します。感染防止対策には職員一丸となっ
て取り組み、ポストコロナにおける新しい日常の創造と、多様なニーズに適切に対応できる福
祉サービスの提供に努めます。

<重点事項>

- (1) 新型コロナウイルス感染状況に的確に対応しながら、基本理念である「笑顔・その人らしく」
の実現に向けた取組を継続してまいります。感染症拡大の影響下にあっても、新たな視点に
よりご利用者の思いを掘り起こし、前例にとらわれることなく、柔軟に日常の作業や活動内
容を見直し、創意工夫を持って取り組んでまいります。
- (2) 障害のある方の望む暮らしの実現に向け、個人の尊厳と権利擁護、意思決定支援には特段に
配慮します。常に人権侵害や虐待のない支援を実践し、障害者差別解消法に基づき、不当な
差別の根絶を目指すと共に、必要かつ合理的な配慮への対応を積極的に推進して行きます。
- (3) 障害の程度や身体機能の低下などに関わらず、個人の思いや尊厳にふさわしい日々の生活や
社会生活を営むことができるよう、日常生活上の支援や、社会活動へ積極的参画を推進して
行きます。
- (4) 全職員が今後の事業展開を理解し、費用対効果を先読みした新たな生活の創造と、持続可能
な施設運営に努めます。また、当施設の中期計画に基づき5年後を見据えた将来像を共有し
誰しもがリーダーになり得る環境を構築すると共に、人材育成にはより力を入れ、それぞれ
の事業の安定経営に努めます。
- (5) 働きがいのある職場づくりを目指し、働き方改革の継続や業務の効率化を推進し、適切な勤
務時間を把握しながら、有給休暇取得へ取組みを推進していきます。
- (6) 公共性の高い地域の福祉施設として関係機関との協力体制を図り、障害者への理解を高める
機会として、地域社会との連携や地域貢献にも積極的に取り組みます。
- (7) 特定相談支援事業所としてご利用者やご家族からの要望に沿った、計画的かつ継続的な福
祉サービスに繋がるように情報提供を行います。
- (8) 経営の安定と強化に向け、入所定員充足の維持に努めると共に、地域福祉のニーズを把握し
ながら、短期入所及び生活介護、日中一時支援事業の利用を積極的に受け入れます。

2. 事業管理計画

(1) 管理業務

- ・適切な財務管理と働き方改革にあった労務管理を行い、安定的な事業経営に努めます。
- ・法律の改正や諸制度の改正に対し、適正かつ迅速な対応を行い事業運営の適正化に努めます。
- ・会計事務については、牽制体制を構築すると共に適正な出納管理に努めます。
- ・ご利用者の預り金等については、複数職員による牽制体制の下、適切な管理を行います。

(2) リスクマネジメントの定着と拡充

- ・ご利用者の日常生活で起こり得る事故を未然に防ぐため、ヒヤリハットやインシデント報告書

事故報告書等の事例検証を行い、事故防止に対する意識を高め、利用者が安心して生活できるよう努めます。また、非常事態に備えた防災訓練等を計画的に実施し、地域防災組織とも連携し、防災体制の強化に努めます。

- ・災害対策や感染症対策の充実を図り、自然災害や感染症、防犯等に強い施設づくりを目指した業継続計画（BCP）を策定すると共に、職員個々の危機管理意識の向上を目指します。
- ・感染症対策や発生時の対応については、毎月の委員会開催と定期的なシミュレーション会議、訓練を実施、職員の動きや役割を確認し、有事の際には効果的に対処し終息に努めます。
- ・車両運行に当たっては運転業務マニュアルに従い、交通ルールを遵守し安全運転に努めます。
- ・運転前、運転後のアルコールチェックを必ず行い、安全運転に努めます。

(3) 職員の職業倫理と資質向上

- ・「個人が尊厳を持ってその人らしく自立した生活が送られる」ようご利用者の安全と権利擁護の徹底する姿勢を貫きます。また、定期的に権利擁護委員会を開催し支援の状況を検証することで、継続して虐待ゼロの施設運営に努めます。
- ・ご利用者の高齢や重度化に伴い、変化していく利用者のニーズや状態に応じた住環境の整備を図り、定期的な身体拘束等適正化の検討会を開催し、生活の質の向上及び、より一層安心安全に生活できるよう最良の支援に努めます。
- ・年2回、行動規範自己チェックを実施し、振り返りと気づきの機会を持ち、自己を知ることで更なる資質の向上と、提供サービスのレベルアップを図ります。
- ・ご利用者の支援記録は観察結果にとどまらず、会議での協議内容や保護者、関係機関との話し合いの内容も明確に記録し保存します。
- ・職場内研修や外部研修へ参加し専門的知識を習得することで、施設職員としてのスキルアップを図ります。また、資格取得（社会福祉士・介護福祉士・知的障害援助専門員・社会福祉主事・強度行動障害支援者研修）や自己研鑽に向けて、参考書や図書の購入購読、各種福祉資格の取得推進と支援に努めます。
- ・苦情解決第三者委員制度と東京都福祉サービス第三者評価の受審を継続し、ご利用者にとってより満足していただけるサービスの提供に努めます。

(4) 保全管理

- ・各種設備、備品等の保全や管理を徹底し、計画的にご利用者の環境整備に努めます。
- ・ご利用者の安心と快適性の向上を目指し、加齢に伴う身体機能が低下した場合でも、個々の状態に対応できる生活環境の改善を図ります。
- ・自分らしく生き生きと充実した活動ができるよう、作業内容の見直しや作業環境の充実を図ります。作業で使用する機材の老朽化に対応し、安全性を確認し隨時更新に努めます。
- ・公用車の定期的な点検整備を確実に実施し、安全管理に努めます。

(5) 防火・防災・防犯管理

- ・防災計画に基づく各種訓練を月1回実施し、災害時への備えを万全に行います。
- ・2ヶ月毎に防火・防犯設備及び非常用備品の自主点検を実施し、施設内外における不具合箇所の確認等を行います。また、防災教育を行い防災意識の向上に努めます。
- ・白鷹福祉会西協力会、同災害救援協力隊との年1回の避難訓練や行事等で連携を深め、有事の際には全面的に支援して頂けるよう、組織体制の充実を図ります。

- ・災害時には障害者の福祉避難所として受け入れを実施します。また、東京都委託施設による南東北ブロック内5施設と連携を密にし、災害時の協力救援体制を確保します。

(6) 地域社会との共生と連携強化

- ・福祉活動の拠点として地域と連携した行事を継続的に計画し地域共生社会の拡大に努めます。
- ・広報紙「葉山」の年2回発行や適宜かわら版の発行、また、随時ホームページを更新し、施設の情報やご利用者の活動状況など積極的な発信と公開に努めます。
- ・大学や専門学校生の実習、キャリア教育等の積極的な受入れにより、次世代を担う福祉人材の育成に努めます。

(7) 苦情解決

- ・苦情解決第三者委員による年4回の訪問による聞き取りや、東京都福祉サービス第三者評価機関による訪問調査の結果を受け、更なる支援力とサービスの向上に努めます。
- ・ご利用者やご家族、後見人からの苦情や意見は真摯に受け止め、誠実な対応に努めます。

(8) 関係機関並びに保護者等との連携

- ・障害福祉関係機関との連携を図りつつ、町内の障害福祉サービス事業所「こぶしの家」や保育園、小・中・高等学校などと、施設の行事を通じて交流を促進します。
- ・ご利用者や保護者等の思いをくみ取り、より充実した個別支援計画を作成し日々の支援に反映して行きます。保護者等からの建設的な意見は、学園の運営に積極的に取り入れて行きます。
- ・定期的にご利用者の生活記録や預り金出納明細を保護者等へ郵送し、信頼関係の維持構築に努めます。

(9) 地域貢献への取り組み

- ・学園の持つ人材や施設・設備などの資源を活用し、地域拠点の一つとして緊急災害時を問わず地域の方への貢献活動の普及促進を図ります。
- ・地域交流ホーム「キャッスルさくらんぼ」の内装を改修、新たな交流事業を企画します。また、グループホーム隣接する建物「たんぽぽ」を支え合う地域づくりなないろの会に無償で提供し、ご利用者と交流を図りながら、地域懇意の場として使用できるよう企画運営を行います。
- ・施設の設備（グラウンド、体育館等）、備品等を有効活用し、保護者や地域住民との共催行事を行います。また、地域のニーズに対応した備品等の貸し出しによる貢献活動を行います。
- ・ボランティアの積極的受け入れと、ご利用者が社会に貢献できるボランティア活動を行います。新たに山形県の農福連携事業である紅花摘みにも参加し、施設外作業の体験を推進します。
- ・地域の方々との交流を深めるとともに、障害者への理解を深めて頂くために、地域行事やサークル活動、地域のサロンなどに積極的に参加します。
- ・近隣の小中学校の文化祭へ参加し、和紙作りなどを指導しながら交流活動の充実を図ります。

3. 具体的取り組み事項

(1) 生活介護事業

① 生活介護支援サービス

- ・食事、排泄、入浴等や相談等のあらゆる機会に応じて必要な支援を行います。
- ・健康管理に努め、心身ともに健康な生活が送れるように支援します。
- ・個別支援計画に基づき、ご利用者の特性に配慮しつつ充実した生活が送れるように支援し

ます。また生活習慣を確立し地域社会へ適応できるように、社会生活力を高めて行きます。

②日中活動サービス（施設作業支援、就労支援）

- ・個別支援計画に基づき、5つの作業班での活動を支援し、メリハリある生活を送れるよう支援します。菓子作り、外注作業、リサイクル活動、創作活動、衛生活動など、ご利用者の特性に合った作業を提供すると共に、個別対応の充実を図ります。
- ・リハビリテーション、ウォーキング、軽運動等を行い身体機能の維持増進に努めます。
- ・自然の中に身を置くことで肉体的や精神的に効果が得られることから、畠の活用の充実を図ります。農作業にて収穫できた作物をみんなで調理し味わい喜びを分かち合う、食育にも繋げて行きます。
- ・ご利用者の生活に生きがいと楽しみが増えるよう月1回のクラブ活動の充実を図り、趣味的活動から自己成長に繋がる支援を目指して行きます。
- ・ご利用者の就労（実習）先の開拓や農業と福祉、芸術と福祉が結びつく企画により、就労支援や芸術発表会参加など積極的に取り入れて行きます。

③社会参加支援（棟、クラブ活動等）

- ・年間計画に基づき外出の機会を設定し、各棟と作業活動班で園外活動を各1回、その他全體外出を2回実施し、年間計4回実施します。その他個別の外出は随時実施します。
- ・スポーツやレクリエーション、農作業や文化活動等のクラブ活動を実施し自分らしい生活が送れるように支援します。
- ・一人ひとりの個性を考慮しながら外出の機会を増やし、社会参加の促進に努めます。

④地域行事支援

- ・地域で開催される各種イベントや、保育園・小学校・中学校の行事等への参加を支援します。
- ・障害者への理解促進に向け、近隣地域のサロン等に積極的に参加し啓蒙活動を行います。
- ・地域の農家と連携して農作業の体験や手伝いなど、社会貢献活動として企画して行きます。

⑤ボランティア活動支援

- ・地域へのボランティア活動（コミセンでの開催行事や保育園行事など）に積極的に参加します。また、外部ボランティアを積極的に受け入れ、ご利用者との交流を図ります。

(2) 施設入所支援事業

①居住支援

- ・生活介護日以外及び夜間において、食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援を行い安心した生活を送れるよう支援します。
- ・清掃・洗濯・整理整頓など居住環境と衛生環境に注意を払い、快適な居住空間で気持ちよく生活できるように支援します。

②余暇活動支援

- ・毎月棟ごとの余暇活動を計画実施し、生活に変化と潤いを持てるよう支援します。
- ・個別支援計画書に基づき、ご利用者個々人の余暇支援を行い、趣味や興味、特技を生かした活動ができるよう支援します。
- ・地域の方々から協力を頂き、収穫した作物を使用したイベント（バーベキューや芋煮会等）を実施し、心身共に充実した時間の提供を実施します。

③地域生活支援

- ・各種イベントを通して地域の方や他福祉事業所との交流を図り、生活に変化と広がりを持てるよう支援します。
- ・各種活動を通して、自主性や社会性を補うとともに地域生活移行への足がかりとなるよう支援します。

(4)本人活動支援

- ・本人活動「くじゅくの花の会」に支援スタッフを配置し、ご利用者独自の活動が円滑に運営できるよう支援します。
- ・障害者の権利や、ご利用者自身にかかわる制度（障害者総合支援法、虐待防止法など）を学ぶ機会として、当事者向けの各種大会への参加を支援します。
- ・地域へのボランティア活動（缶拾い・ゴミ拾いなど）を行います。

(3)短期入所支援事業（ショートステイ）

- ・居宅において介護を行う方の疾病その他の理由により短期間の入所を必要とするご利用者に入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行います。

(4)日中一時支援事業

- ・生活介護休業日の日中において、一時的に見守りが必要なご利用者に、日中における活動の場を確保します。

(5)特定相談支援事業

- ・ご利用者からの依頼を受けて、ご利用者に対し障害者総合支援法令及びその他関係法令の趣旨に従って、サービス利用計画等の作成を支援します。

(6)看護部門（健康管理）

- ・新型コロナウィルス感染症対策には特段に配慮し、情報の共有化とサービス提供等の業務の見直し、感染者が発生した場合を想定した訓練を実施します。感染が拡大するクラスター対策として、感染状況を先読みした対応策を講じ、ご利用者、職員、家族の生命を守ります。
- ・感染症予防対策として、嘱託医による研修や嘔吐物処理研修を行い施設全体で感染予防に努めます。また、罹患者が発生した場合は、すみやかに嘱託医の指示のもと集団感染を最小限に止めるよう努めます。
- ・心身共に健全な生活が送れるように、日々の観察と定期健康診断を年2回実施し、異常の早期発見に努めます。また、異常があった場合や医療行為が必要になった場合は、医師の指示のもと安全に治療が受けられるように支援します。
- ・医療機関において治療が必要な場合には、ご利用者及びご家族の意向に沿って、治療が受けられるよう支援します。
- ・学園で看取りを希望されたご利用者には、ご家族やご利用者の意向に沿った生活が送れるように嘱託医と連携を図りながら支援します。
- ・定期通院や歯科検診の実施・歯科衛生士による口腔ケアの指導を受け、口腔機能の維持、向上に努めます。
- ・ご利用者の加齢に伴い起こりうる生活習慣病・身体的機能の衰えに関しては、個別計画のも

と支援に努めます。

- ・緊急時に備え、救命救急の訓練を行い、技術を習得し、ご利用者の安全管理に努めます。

(7) 給食部門（栄養管理・食事提供）

- ・ご利用者の健康維持、増進を図るため栄養バランスのとれた食事を提供し、生活習慣病の予防に努めます。また、定期的にバイキングを企画し、楽しみがある食事の提供に努めます。
- ・ご利用者の健康や嗜好に配慮した食事の提供ができるよう業者と連携し、四季折々の行事食や季節感あふれる食事の提供に努めます。
- ・嘱託医の指示のもと食事療法の必要なご利用者に栄養指導及び啓蒙に努めます。
- ・栄養支援計画書を基に連携を図り健康状況を把握し、ご利用者の健康維持に努めます。
- ・食品衛生に細心の注意を払い、衛生的で安全な食事を提供するよう努めます。
- ・委託業者である日清医療食品株式会社との連携を密にし、定期的な給食会議で意見交換や連絡調整を行います。